

ご意見用紙

玄海原子力発電所に関する県民説明会

※この用紙は、記入後エントランスホールの回収箱にご投入ください。
※本日、回収箱への投入が難しい場合は、裏面記載の県内各地に設置しています県政提案箱にご投函いただくことも可能です。

* なお、ご記入の前に裏面の＜お願い＞をお読みください。

テーマ	★該当する項目をチェックしてください（複数選択可）。 <input checked="" type="checkbox"/> エネルギー政策に関すること <input checked="" type="checkbox"/> 原子力安全対策に関すること <input checked="" type="checkbox"/> 原子力災害対策に関すること <input type="checkbox"/> その他
	玄海原発、再稼働に反対である。詳細は別紙の とおり。

会場名に○をつけてください⇒ 唐津 • 武雄 • 佐賀 • 伊万里 • 鳥栖



0321k0001

(別紙)

玄海原発再稼働に対する反対意見

第1、国や電力会社は原発の過酷事故は絶対起こらないとして国民の不安を抑え原発を全国54機も作り、その結果、福島第一原発事故が起こった。その甚大な被害は取り返しがつかない。玄海原発でも万一過酷事故が起きた場合、取り返しがつかない。

原発事故の被害の甚大性と特徴は以下のとおりである。

- 1、フクシマ事故で多大な放射能が大気中へ放出し（セシウム137は広島169倍）放射能は海洋へも大量に放出された。避難指示地域は約2100kmもの広大な地域に及び、約16万人の避難者が生まれた（2017年2月現在でも約8万人とも約10万4000人ともいわれる）。避難の長期化の中で自殺率も上昇し、かつ、今まで避難指示を解除した地域でも平均帰還率は13.5%にすぎない（2017年2月現在）。原発事故関連死も2016年3月現在で1368名（2016年3月6日東京新聞）にも上る。
- 2、健康被害とその可能性も深刻である。子どもの甲状腺がんは医学的に100万人に1～2人と言われているが、福島県の事故時に18歳未満の子ども（約30万人）の中で2巡した健康管理調査で、甲状腺ガン確定145名、疑い39名となっている（16年12月末現在）。スクリーニング効果などという言い訳でフクシマ事故との因果関係を否定することはできず、事故によるものと考えざるを得ない。
- 3、仕事、財産、地域社会、人間関係など生存の基盤全てが破壊された。
当然、農林水産業、商業、福祉・医療、観光、教育などあらゆる産業が深刻な打撃を受け、いまだに立ち直れない産業も多い。
- 4、人々の対立
原子力を進めてきた国やそれに同調する科学者の「目に見えない放射能の危険性をどのように考えるか」の説明は信用性を失い、放射能に対する批判的な科学的意見も有力に主張されている。その中で、フクシマから避難する・避難しない、福島産農作物を食べる・食べない、避難地域か否か、賠償金の有無や金額の差など、あらゆる点で人々が家族内も含めて対立させられている。原発のせいである。

5、被害の隠ぺいと被害の拡大が同時に進行している

- (1) 事故前は年間 1 mSv が被ばく限度だったものが緊急時という名目で年間 20 mSv が限度と被曝線量基準の引き上げられ、いまだにそのままである。放射線管理区域の 4 倍近い場所に居住してかまわない、それを下回れば被害もない、賠償も打ち切るという「年間 20 mSv 受忍論」で被害の隠ぺいと拡大が進行している。
- (2) 福島県民健康管理調査は、最初から「原発放射能の影響なし」の結論ありきの調査にしかなっていない。一例は、大勢の子どもの甲状腺がんと放射能との因果関係を否定する理由探しばかりしていることにも表れている。
- (3) 除染の効果は限定的で、山林の除染は手付かずで、かつ除染することが事実上不可能である。山林等の高いところから住宅や農地のあるところに放射性物質は降りてきて除染の効果をさらに減殺する。そのような中で除染に対する期待で故郷に縛り付け、健康被害をさらに拡大する恐れがある。
- (4) 核燃料を冷やすために注入した冷却水の汚染と原発敷地内に流入する地下水が一体化している。原発内での汚染水の汚染水タンクへの保管も際限がない。東電の 2 年間の放置のうちに国が直接乗り出し、当土壁での解決を試みたが、平成 27 年 4 月から 8 月、28 年 4 月から 8 月と凍結してみたが完全には凍結しない。計画破たんしており、汚染水ひとつ解決できない。

6、結局、原発の過酷事故による被害に比すことができるのは巨大自然災害以外では、戦争被害しかない（大飯原発福井訴訟福井地裁判決同旨）。

第 2、原発は事故を起こさなくとも多大な被害がある。

これには、使用済み核燃料処分ができる見通しが原発導入から約 50 年経過してもできることや、原発労働者の生命・健康を侵害することなどは一般に言われているところであり、繰り返さない。国の人口動態統計による、玄海町の白血病死亡率は唐津市、佐賀市、全国平均などと比べて、玄海原発第 1 号機稼働開始 10 年後の 1985 年から急激に格差が拡大して高くなっている、原発稼働が原因だと考えるのが合理的で

ある。原発との因果関係を否定する人々は、風土病であるとか、ヒトT抗体細胞の問題などと言うが、それでは1985年から急激に他の自治体や全国平均と比べて格差が拡大して急増したのか説明がつかず、時期における要因としても原発の稼働以外に見当たらない。

第3、原子力規制委員会の審査によって、玄海原発の安全性が担保されたわけではない

1、原子力規制庁は、“玄海原発ではフクシマでの放射能放出量の2000分の1に抑えられることが確認できた”というが、その根拠が不明である。フクシマでも過酷事故は起こらないとの前提であった。原子炉格納容器外には異常な放射能放出やベントの必要性を想定しないというのであれば、あまりにも楽観的な評価である。

2、耐震重要度分類

外部電源・使用済み核燃料プールがSクラスではないのは問題である。外部電源を最初から大地震には壊れるものとして非常用発電設備に頼るのは間違い。また、使用済み核燃料プールが堅固でないのはフクシマ事故の教訓を汲んでいない。

3、基準地震動（想定される最大限の地震動）について、

- (1) 2011年までの10年足らずの間で、我が国の5つの原発サイトで基準地震動を超える地震動があった。基準地震動の策定の仕方・計算方法自体が根本的に誤っていると考えるのが合理的である。しかるに、新規制基準において策定方法等は変更したとは聞いていない。
- (2) 原子力規制委員会の前委員長代理の [REDACTED] 名誉教授（地震学）が、熊本地震の実測結果から、日本海の能登半島よりも西の日本海側の原発について、入倉・三宅式では地震動が低く出過ぎるという見解を発表している。計算のやり直しがされていないのではないか。

4、機器の耐震性の検査

熊本地震によって震度7の地震が2回くるなどの繰返し地震が明らかとなつた。1回目の地震に耐えられても2回目の地震で倒壊した建物も数多くあった。震度7の地震、または基準地震動の地震が2回来た場合の原発の

各機器の耐震性の審査はされていない（県民説明会）。

5、火山

阿蘇カルデラの破局的噴火の可能性がある。9万年に1度は九州中が壊滅する破局的噴火があると言われている。

ところで、新規制基準の中の火山影響審査ガイドでは、火山の破局的噴火について、1年以上前から予測可能ということを前提としている。だから、新規制基準の審査では「現在の兆候と今後のモニタリングで大丈夫」という説明となる。しかし、その前提是、川内原発仮処分の福岡高裁宮崎支部決定（平成28年4月6日）においてですら、現在の科学的知見では破局的噴火の何ヶ月も前からの予測は不可能であり、火山審査ガイド自体が不合理と指摘されている。結局、原発稼働期間中に破局的噴火が起きるかもしれません。その場合、人間は何とか避難できても、使用済み核燃料等の安全な場所への移動は不可能である。なお、破局的噴火があっても原発さえなければ地域復興ができるが、原発があれば復興できないことにも留意すべきである。

6、重大事故時の要員が足りているとは考えられない。九電は52名で対応するという。しかし、福島第1原発事故時の地震発生時には6000人超の人員。3月14日の夜には720名がいても十分な対策ができなかつた。2基の原発ということでの単純比例でも360人は最低必要ではないか？全くその根拠が不明である。

7、実効的な避難計画がない

IAEAにおいても、5層の深層防護の考え方を鮮明にしており、過酷事故が発生して放射能の放出抑制ができなくとも放射能被爆しないように避難できることを要求している。しかし、実効的な避難計画の策定は、新規制基準で審査対象となっていない。

さらに、実際の原子力防災での避難計画も、避難手段（車・人員）の確保、連絡、数百台・数千台の車が動く場合の想定など、現実に機能するものとはなっていない。それは多くの佐賀県内の基礎自治体の首長からも意見として出されているところであり、川内原発立地県である鹿児島県の伊藤前知事も「10km以遠の要支援者の避難計画は立てられない。立てたとしてもワークしない」と述べているところから明らかである。

また、現在の避難計画は、一時的な避難までしか想定していない。フク

シマの経験を踏まえるならば、避難先での長期間での安定した生活確保、二次避難などまで見通せて初めて避難計画の名に値するが、そのような実効的な避難計画は全くない。例えば、玄海町から玄海町民を受け入れる小城市に向かう風が秋には優勢になるので、秋に過酷事故が起きたら、小城市民も避難しなければならないが、そのような計画は一切たてられていない。

原発事故での避難は人災であり、自然災害と同一視できない。原発が安全だとして操業を許可しておいて、被害者である周辺住民に被害と被害に合わないための計画の策定を押し付けること自体誤りである。

さらに、国は2段階避難を打ち出しているが機能しない。過酷事故が起きたら多くの人々が我先に避難し始めることは目に見えている。熊本地震での繰返し地震の経験からは、一度目の地震での建物倒壊、2度目の地震震の恐れから建物内に退避できない、ライフラインの崩壊などから屋内退避が不可能であることも明らかとなった。

第4、原発は公共性・公益上の必要性はない

1 原発はもともと正当な産業とはいえず、フクシマ事故を通じてモラルハザードであることがますます明らかとなった。

(1) 原発が社会経済的に正当な産業であるならば、万一の事故の場合の被害の全額賠償保険が当然成り立つはずである。しかし、原発事故のリ

スクはあまりにも大きすぎてそのような保険商品は存在しない。国もフクシマ事故前であれば1機当たり1200億円の保険に加入しておけば足りるとしている。交通事故の自動車保険ですら人身全額賠償の任意保険に入らないで運転することは非常識などと言われるのに比べて余りにも無謀である。

(2) フクシマ事故での賠償等の後始末の費用は、当初の想定の約4倍に当たる21兆5千億円位に膨れ上がり、今後さらに膨れ上がる可能性もある。その費用は、本来東電の全財産の売却し倒産しても東電の責任で調達されるべきものである。しかるに、東電は倒産せずに保護され、銀行等の東電への債権は保護され、東電株主は出資全損というこ

とを負わないまま、国民の税金、全国の電力会社の電力料金への加算、新電力による送電線利用料への加算などに負担を転嫁しようとしている。これは本末転倒である。

- (3) 放射能被爆という人権侵害を必然的に伴う労働を当然の前提としている産業である。
- (4) フクシマの事故で、個人として責任を取った人は政治家・官僚・東京電の幹部にしろ、誰一人としていない。誰も個人として責任をとらなくてよいということは、同じことを繰り返すということである。

2、原発なしで、電気は足りている。

九電管内では平成23年12月中に全原発が運転停止し約3年8か月原発稼働ゼロであった。全国的にも平成25年9月中にすべての原発が運転停止し、約1年11か月原発稼働ゼロであった。その間、電力不足は全く起きなかった。原発がなくとも電力不足は起きないことは明らかである。原発の是非は発電方法の問題に過ぎず、国民の命健康を中心とする生存の権利と比較する問題ではなく、電気が足りる以上原発を稼働すべきではない。

3、原発は高コストであり経済効率性がない。

従来、原発の発電コストが最も安いとされたが、それは①「40年間、設備利用率80%」との非現実的な想定に基づき、②政策費用や事故リスク対応費用等の社会的コストが除外された試算であり、真の発電コストではない。

フクシマ事故後の国のコスト等検証委員会でも下限では原子力が最も安いとされた。しかし、これも政策費用が過少に見積もられ、例えば、バックエンド費用も18.8兆円に過ぎない。もんじゅの失敗だけでも1兆3750億円以上かかり、六ヶ所村の再処理工場も23回の計画延期でいまだ操業に至らず、費用はどれだけ膨らむか未定である。さらに、廃炉費用・損害賠償費用は下限で5兆8318億円とされたが、2016年の経産省の公表で21兆5000億円に膨張した。

1959年の科学技術庁の「大型原子炉の事故等の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」では、事故関連費用は3兆7000億円となっていたり、現在貨幣価値に直すと240兆7600億円に上る。それらを



考慮した原子力の発電コストは下限で約29円、上限は80円台から90円台で他の発電方法に比べて最も高コストである。

4、原発自体がリスクの高い産業であり、様々な国で撤退の動きが起こっている。東芝が米国の原発メーカーであるウエスティングハウスを通常の時価の3倍以上の高値で買い取り、かつ、その下請け企業のリスクを安易にみる経営のせいで合計1兆円とも言われる損失をこうむり、企業存続の危機に陥っている。結局、原発にしがみつくことで、原発のツケを払わせられ、トランプのババを引いているようにしか見えない。原発から他の発電方法への転換を合理的に推進すれば避けられた問題と考える。

第5、以上あらゆる面から考えて、玄海原発は再稼働すべきではない。